

津山市議会「選考委員会」を終えるにあたって

選考委員会を終えるにあたって、選考委員長は、市議会議長室に左記の二点が発現できるように条件をつけて、「ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会」が設置されることになりました。

《答申に付された条件》

津山市及び津山圏域資源循環施設組合は、ごみ処理施設建設事業にかかわる事業推進・予算については、津山市議会ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会の調査が終了するまで、土地購入などの事業推進にかかわる業務・予算執行を見合わせる。

津山市及び津山圏域資源循環施設組合は、津山市議会ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会から、調査資料の提出依頼があった場合は、速やかに応じること。応じない場合は、その分、調査が「手間取り、十二月議会終了までの審査結果」を出すことが非常に困難になることが想定されるため、特に配慮いただきたい。

以上の二件については、特別委員会を早期に「調査終了」させるためには「必要不可欠な」課題です。津山圏域資源循環施設組合議会への津山市議会からの八人の議員選出にあたり、選考委員長としての「条件」として、津山市議会議長室に責任ある対応を求めたものです。

津山市議会ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会が設置されました

この「選考委員会」の報告を受けて、九月議会に、議案会（議員提案）として、「ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会設置」が議会運営委員長から提案され、全員一致で「可決」されました。

提案された「委員会規程」は下記のとおりですが、ごみ処理施設の建設予定地を「領家地区」に決定してからも、「公募に応じる申請書類」について「残土処理と称する『産廃』（異物）の扱い」について、「土地買

収のあり方」についてなど論議が行われ、あわせて、桑山市政の「あり方」が大きく問われるようになり、「津山圏域資源循環施設組合議会議員」選出との関連も話し合わせ、「特別委員会」が設置されました。

【津山市議会ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会規程】

第一条 本市議会に十人をもって構成する津山市議会ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会を設置する。

第二条 本委員会は、ごみ処理施設建設に関して調査研究を行うものとする。

第三条 本委員会は閉会中も引き続き調査研究を行うことができるものとし、目的を達成するまで継続存置するものとする。

「議案会の提出理由」(趣旨)

九月定例会本会議及び厚生常任委員会等での議論の中で、「ごみ処理施設の公募のあり方や建設予定地や最終処分場のあり方」の問題など不明瞭な点が指摘され、また、土地開発公社の土地先行取得の課題などは厚生委員会のみでの審査は不可能であり、さらなる調査研究を進めることが必要という意見が多く寄せられました。

ごみ処理施設建設は、早期に完成させなくてはならない事業であり、十二月議会最終日まで結論を出すことを目標とし、そのためには、「事業推進に関わる予算提案」などについては、特別委員会と協議し、承認無しには行わないこととして、特別委員会を設置し、集中的に論議することが必要であると考え、議案会として、提出するものです。

最後に、この特別委員会でしっかりと調査研究を行い、議会として津山市の将来に最良の形を見出していくことが、遠回りのように見えても、それが近道であると確信をし、提案説明とさせていただきます。

委員名

委員長 末永弘之 副委員長 北本周作

秋山幸則、岡安謙典、河本英敏、高橋 誠

津本辰己、西野修平、森岡和雄、吉田耕造